

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 23 日

鳥取県知事 平井 伸治

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度 DX 実践人材育成講座実施業務（以下「本業務」という。）

(2) 本業務の目的

本業務は、県内企業のリスキリングの推進を図り、企業のデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）を実現するため、リスキリングを通じて、DX 推進施策を立案し具体的に実行できる DX 推進リーダーを育成することを目的とする。

本業務の実施に当たり、創意工夫により最も効果的に実施できる者を選定するためのプロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を行う。

(3) 本業務の内容

「令和 7 年度 DX 実践人材育成講座実施業務プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）及び実施要領の別紙 1「令和 7 年度 DX 実践人材育成講座実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日（金）まで

(5) 予算額

金 6,300,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(6) プロポーザルの募集方法

本プロポーザルは公募により行う。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次の（1）又は（2）に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 法人格を有する団体であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が次のいずれかの業種区分に登録されている者であること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ）その他の委託等の研修業務

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和 7 年 6 月 26 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 3 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 3 の（2）の場所に必ず連絡すること。

エ 本件調達の公告日からプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていないこと。

オ 本件調達の公告日からプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員は、（1）のア、イ、エ及びオの要件を全て満たしていること。

イ 次の競争入札参加資格のいずれかの業種区分に構成員の 1 以上の者が登録されていること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) その他の委託等の研修業務

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日付発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を、令和 7 年 6 月 26 日（木）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより 3 の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出後速やかに 3 の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体が、2 以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

（ア）目的

（イ）名称

（ウ）事業所の所在地

（エ）成立の時期及び解散の時期

（オ）構成員の住所及び名称

（カ）代表者の名称

（キ）代表者の権限

（ク）構成員の出資の割合

（ケ）運営委員会

（コ）構成員の責任

（サ）取引金融機関

（シ）決算

（ス）利益金の配当の割合

（セ）欠損金の負担の割合

（ソ）権利義務の譲渡の制限

（タ）業務途中における構成員の脱退に対する措置

（チ）構成員の除名

（ツ）業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置

（テ）解散後の契約不適合責任

（ト）解散後の著作権

（ナ）その他必要な事項

3 担当部局

（1）入札の手續、業務の仕様及び契約に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課

電話 0857-26-7224

電子メール sangyoujinzai@pref.tottori.lg.jp

（2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

4 実施要領等の交付

（1）実施要領等の交付方法

令和 7 年 6 月 23 日（月）から同年 7 月 14 日（月）までの間に鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課のサイト（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

（2）交付期間及び時間

令和 7 年 6 月 23 日（月）から同年 7 月 14 日（月）までの間（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

（3）交付場所

3 の（1）に同じ

- (4) 交付資料
 ア 実施要領
 イ 仕様書
 ウ 別紙2「令和7年度 DX 実践人材育成講座実施業務プロポーザル評価要領」(以下「評価要領」という。)

5 本プロポーザルに関する問合せ

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する問合せは、質問書(様式第4号)を作成し、電子メールにより3の(1)の場所に令和7年7月2日(水)午後3時までに提出すること。

(2) 質問に対する回答

(1)の質問については、令和7年7月7日(月)までに鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課のサイト(<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>)に回答を掲載する。

6 参加表明書等の提出

(1) 参加表明

本プロポーザルへの参加に当たっては、アに示す書類(以下「参加申込書等」という。)を3の(1)の場所に提出すること。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(単独企業にあつては様式第1-1号、共同企業体にあつては様式第1-2号)

(イ) 入札参加資格確認書(単独企業にあつては様式第2-1号、共同企業体にあつては様式第2-2号)

(ウ) 共同企業体協定書(別紙参考様式)の副本(共同企業体に限る。)

イ 提出方法

電子メールによること。

ウ 提出期限

令和7年7月14日(月)午後3時

(2) 資格審査

ア (1)により提出された参加申込書等を審査の上、本プロポーザルへの参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年7月22日(火)までに電子メールにて参加表明書を提出した者に通知する。

イ アの審査により本プロポーザルへの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、本プロポーザルへの参加資格がないとした理由について、令和7年7月23日(水)午後3時までに、書面(自由様式)により説明を求めることができる。

ウ 鳥取県知事は、イにより説明を求められたときは、説明を求めた者に対して、令和7年7月24日(木)までに書面により回答する。

7 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、6の(2)により本プロポーザルへの参加資格を有することが認められた後、(2)に示す書類(以下「企画提案書等」という。)を3の(1)の場所に提出すること。

(1) 企画提案書の作成

別紙3「令和7年度 DX 実践人材育成講座実施業務企画提案書作成要領」を参照して作成すること。

(2) 提出物および提出部数

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

提出書類	提出部数	
企画提案書提出書 (様式第3号)	社名有	電子ファイル ※2
企画提案書 ※1 (様式は自由)	社名有	紙1部
		電子ファイル ※2
	社名無	紙3部
		電子ファイル ※2
見積書 ※3 (様式第5号)	社名有	電子ファイル ※2
個人情報の管理に係る申告書 (様式第6号)	社名有	電子ファイル ※2

法人の概要 (様式は自由)	社名有	電子ファイル ※2
------------------	-----	-----------

※1 企画提案書は1部を除き、社名、社印、ロゴその他社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※2 電子ファイルはPDF形式（ファイル内文字検索が可能なこと）とすること。

※3 1の(5)に示す予算額を超える金額が記載された見積書は無効とする。

(3) 提出方法

企画提案書の紙媒体（社名有1部、社名無3部）については、3の(1)の場所に持参又は送付の方法により提出すること。（電子メール及びファクシミリによる提出は受け付けない）。ただし、郵送する場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、送付すること。

上記以外の電子ファイルについては、6の(2)により本プロポーザルへの参加資格を有することが認められた者に、電子メールにて提出方法を通知する。

(4) 提出期限

令和7年7月25日（金）午後3時

(5) その他留意事項

ア 企画提案書等について、追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 企画提案書等は、返却しない。

ウ 企画提案書等の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

エ 提出された書類は、業務実施予定者の選定以外の目的には、提案者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。

なお、提出された書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、同条例の規定による公文書は開示の対象となるが、鳥取県は、提案者に無断で本プロポーザル以外の用途には使用しない。

オ 8により最優秀提案者として選定された者の企画提案書等に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。

カ 最優秀提案者以外の者の企画提案書等に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

キ 鳥取県は提案者に対して、企画提案書等に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

ク 2に示す参加資格要件を満たさない者が提出した企画提案書等、虚偽の記載がなされた企画提案書等及び本実施要領に示された条件に適合しない企画提案書等は無効とする。

8 審査会

企画提案書等の審査を行うため、「令和7年度鳥取県内企業向け AI・DX・リスクリング事業に係る実施業務審査会（DX実践人材育成講座実施業務評価部会）」（以下「審査会」という。）を設置する。具体的な実施日、実施方法、説明時間等については、企画提案書等の提出期間終了後に本プロポーザルへの参加資格を有する者に対して通知する。

(1) 実施予定日

令和7年8月1日（金）（予定）

(2) 場所

鳥取県の地内又はオンラインによる。

(3) 説明時間

一者当たり30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）を予定し、プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容を説明するものとする。

(4) 選定方法

企画提案書等の内容を、審査委員が評価要領に基づき評価採点し、最優秀提案者を選定する。最優秀提案者以外の提案者についても、得点順に順位付けを行う。

(5) その他留意事項

ア プレゼンテーションは企画提案書の内容を説明するものとし、企画提案書に記載されていない内容をプレゼンテーションで追加提案することはできない。

イ 審査委員に対し、本プロポーザルの選考に関する働きかけを行った者は失格とする。

- ウ 審査結果は、提案者全員に通知するとともに、鳥取県商工労働部雇用人材局産業人材課サイト (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoujinzai/>) に公表するものとする。
- エ 審査の内容及び経過については、公表しない。
- オ 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結等

(1) 契約の締結

8により最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更も含む。協議が不調のときは、8により順位づけられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

(2) 契約保証金

契約の相手方（以下「受注者」という。）は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(3) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を鳥取県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団もしくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

10 全体スケジュール

契約の締結に至るまでの時期は下記のとおりとする。ただし、（8）以降は状況に応じて前後する場合がある。

- | | |
|---|------------------|
| (1) プロポーザル調達公告 | 令和7年6月23日（月） |
| (2) 競争入札参加資格申請期限
（競争入札参加資格者名簿に登録がない場合） | 令和7年6月26日（木）正午 |
| (3) 質問書の提出期限 | 令和7年7月2日（水）午後3時 |
| (4) 質問書への回答 | 令和7年7月7日（月） |
| (5) 参加表明書等提出期限 | 令和7年7月14日（月）午後3時 |
| (6) 参加資格結果の通知 | 令和7年7月22日（火） |
| (7) 企画提案書等の提出期限 | 令和7年7月25日（金）午後3時 |
| (8) 審査会の実施 | 令和7年8月1日（金） |
| (9) 審査結果の通知 | 令和7年8月6日（水） |
| (10) 企画提案等の協議及び見積依頼 | 令和7年8月上旬 |
| (11) 契約締結 | 令和7年8月中旬 |

11 その他

- (1) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 審査会の実施前に天災その他やむを得ない理由が生じたときは、本業務を延期、又は取りやめることがある。
- (3) 受託者が業務の実施に当たり契約の要件に反した場合には、県は契約の全部又は一部を解除することができる。